



新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ

伊予市新型コロナウイルス感染症特別貸付等利子補給金

新型コロナウイルス感染症の影響により事業に支障をきたしている中小企業者等を緊急に支援するため経営安定を図るために融資を受けた方に利子を補給します。

制度の概要

対象融資	(株)日本政策金融公庫が行う次のいずれかの融資が対象です。 ① 新型コロナウイルス感染症特別貸付 ② 新型コロナウイルス対策マル経融資 ③ 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 ④ 新型コロナウイルス対策衛経融資			
対象者	次のいずれにも該当する方が対象です。 ① 個人事業主においては伊予市内に居住する方 法人においては伊予市内に主たる事業所を有する方 ② 上記の対象融資を受け、その融資の返済が滞っていないこと ③ 市税を完納していること			
補給対象期間	借入日から令和6年12月31日まで			
利子補給金	個人事業主	前年又は前々年同期比5%以上減	3,000万円まで	—
			3,000～6,000万円	貸付金額から3,000万円を差し引いた額の1.36%以内
	小規模事業者	前年又は前々年同期比5%以上15%未満減	3,000万円まで	貸付金額の0.46%以内
			3,000～6,000万円	貸付金額から3,000万円を差し引いた額の1.36%以内
	中小企業者	前年又は前々年同期比15%以上減	3,000万円まで	—
			3,000～6,000万円	貸付金額から3,000万円を差し引いた額の1.36%以内
	3年目まで	前年又は前々年同期比5%以上20%未満減	3,000万円まで	貸付金額の0.46%以内
			3,000～6,000万円	貸付金額から3,000万円を差し引いた額の1.36%以内
	4・5年目	前年又は前々年同期比20%以上減	3,000万円まで	—
			3,000～6,000万円	貸付金額から3,000万円を差し引いた額の1.36%以内
補給対象融資限度額	6,000万円			
取扱期間	令和3年3月31日までに融資が実行されていること すでに融資を受けた方も対象です。			
申請窓口	伊予市役所 産業建設部 経済雇用戦略課 (株)日本政策金融公庫が行う融資を受けてからの申請となります。			

【注意】3,000万円までの貸付けであっても、4・5年目の利子補給を受けるためには取扱期間内に手続きを完了しておく必要があります。

内容について詳しくは、下記までご連絡ください。

【お問い合わせ】伊予市 産業建設部 経済雇用戦略課
TEL 089-982-1120 FAX 089-982-1728

詳細は
こちら

